

●香川県告示第76号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年3月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

高松市

2 事業の種類

高松市給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県高松市六条町字下青木地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県高松市六条町字下青木地内において施行する「高松市給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）である。

本事業は、高松市が設置する学校給食センターを整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本事業の起業者である高松市は、必要となる経費の予算措置を講じていると認められることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

高松市の市立小中学校の児童生徒数は、平成19年度の35,183人から平成24年度の35,684人までは増加傾向にあった。しかし、その後は微減が続き平成28年度は、34,779人となっており、全体としては減少傾向にある。

このように、全体としては減少傾向にあるが、学校単位で見た場合には、児童生徒数が急増している学校も存在する。また、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、小中学校における連携が求められているため、中学校区単位でも児童生徒数の推移を見たところ、急増が見込まれる中学校区が存在する。このため、児童生徒数の急増に伴い、調理場において調理が必要となる食数が増大し、安全で安心な学校給食の提供に支障が生じることから、調理場の再編整備が喫緊の課題となっている。

特に、林单独調理場（対象校：林小学校）、川添学校給食共同調理場（対象校：川添小学校、協和中学校）及び多肥学校給食共同調理場（対象校：多肥小学校、龍雲中学校）の3調理場（

対象校：5校）については、最大調理食数を超える食数推移となるため、早急な調理場整備が求められている。

本事業の完成により、児童生徒数の急増に伴い最大調理食数を超える小中学校について、適切な食数規模を満たした給食センターが整備され、安全で安心な学校給食の提供が可能になり、ひいては児童生徒の心身の健全な発達に資することができる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

動植物への影響について、起業者が文献調査等を実施したところ、保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在は、確認されなかった。

また、本事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しているが、発掘調査を実施し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、配送対象校への配送の効率性及び利便性等を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、技術的、経済的観点から総合的に検討した結果、整備後の効率性及び利便性等に優れ、社会的な影響が少ない本起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

（4）法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

（3）アで述べたとおり、児童生徒数の急増に伴い最大調理食数を超える食数推移となる調理場が存在し、安全で安心な学校給食の提供に支障が生じることから、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

（5）結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高松市朝日新町学校給食センター